

(平成24年5月24日)

東日本大震災山梨県対策本部

件名	流通食品の放射性物質検査計画について
内容	<p>山梨県では、食品中の放射性物質に係る新基準が4月1日から適用されたことに伴い、県内に流通している食品のなご一層の安全性を確保するため検査を収去検査により実施します。</p> <p>(収去検査)</p> <p>食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするために必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査開始日 平成24年5月28日(月曜日)から 2 対象食品 <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県の特産品である加工食品：ミネラルウォーター、ワイン等 ・スーパー等において販売されている加工食品と生鮮食品 (生鮮食品については、国が指定した17都県を中心とした県外産とします) <p>※17都県：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県</p> 3 検査検体数 平成25年3月までにおおむね100検体 4 検査項目 放射性セシウム134及び137、放射性ヨウ素 5 検査機関及び検査方法 山梨県衛生環境研究所において、ゲルマニウム半導体検出器による検査を実施します。 6 検査実施のお知らせ 検査実施する場合は収去実施後に資料配布します。 7 検査結果の公表 結果判明後、資料配布及び県のホームページで公表します。 なお、規格基準値を超えた場合は回収等の措置を行います。 8 報道取材への依頼 衛生環境研究所(甲府市富士見1-7-31)にて対応しますので御協力をお願いします。 (対応日時) 日時 平成24年5月28日(月)午後4時頃 <ul style="list-style-type: none"> ※取材の方は、指定時間までに集合ください。なお、時間は目安ですので遅れることもありますことをご了承願います。 ※当日は、測定室内でのみの撮影となります。 また、作業をスムーズに進めるため、テレビカメラ等による撮影のみとし、職員への取材はご遠慮願います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【問い合わせ先】 福祉保健部 衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当 TEL 055-223-1489 (内線3457)</p> </div>